

さえき社労士事務所だより

ご連絡先：熊本市新屋敷 3 丁目 12-16 法務ビル 3 階
電話/FAX 096 - 363-2017

e-mail: saeki.sr@san.bbiq.jp * 労務相談メール受付中

社員の副業・アルバイトを認める場合の留意点

◆不況による影響

昨年来の不況により、各企業における「派遣社員の解雇」、「有期契約社員の雇止め」、「一時休業」、「希望退職」、「退職勧奨」「整理解雇」の実施など数多く報じられています。また、「給料カット」「賞与カット」などを実施するところもあり、これらは働く方の生活に関わるため、大きな問題となっています。

また、給料カット・賞与カットによる収入減少へ対応するため、「副業」や「アルバイト」を容認する企業も徐々に増えているようです。

◆会社にとっての選択肢

これまで社員に副業・アルバイトを認めていなかった（就業規則に「兼業禁止規定」を設けていた）会社が副業を認める場合に、以下の3つの対応が考えられます。

- (1) 「会社の許可制」として認める。
- (2) 「会社への届出制」として認める。

(3) 「完全解禁」として認める。

いずれを選択するにしても、就業規則や社内規定を整備し、社員の副業・アルバイトを認める場合の基準をはっきりと示しておかれていたほうがトラブル防止になると思います。

また、副業・アルバイトを認める場合でも、期限を決めて認めるのか、将来的にずっと認めるのかを決めておいたほうがよろしいでしょう。

◆認める場合の留意点

副業・アルバイトを認める場合、注意しなければならない点があります。

ひとつは、「自社の業務と競合する会社での副業・アルバイトは禁止する」です。

競合会社で働かせることにより、自社の営業秘密やノウハウなどが他社に漏れる可能性があります。

もうひとつは、「疲労やストレスを溜めさせない」ということ。副業・アルバイトを認めることによりトータルの労働時間が長くなり、社員に疲労・ストレスが溜まり、それによっ

て自社の仕事がおろそかになる、勤務シフトに影響が出る、注意散漫になって事故を引き起こしてしまう…になっては、本末転倒になります。

これらのリスクも十分に検討したうえで、会社の方針を決定されてください。

意外と多い熱中症による事故

熱中症は、高温多湿な環境下で、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が壊れ、障害を引き起こすことを言います。

熱中症のために4日以上休業した方が全国で300人(19年データ)、死亡者数も3年間で52人(建設業33人、製造業8人、警備業2人)と少なくない数字になっています。

年々陽射しが強くなっている気がします。特に炎天下や通気性の少ない作業場での業務に従事される方は、体調管理には気をつけられ、こまめな水分補給と休憩をとられるようご指導されてください。